

第5回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第5回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成 14年 1月 10日 (木)
午後 1時 30分 ~ 3時 30分
場 所 高富町役場 3階大会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

報告事項

報告第 13号 第 2回 第 3回新市名称候補選定小委員会報告について

報告第 14号 新しいまちづくりに関する住民意識調査結果中間報告について

協議事項

協議第 11号 地方税の取扱いについて

協議第 12号 条例、規則等の取扱いについて

協議第 13号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

協議第 14号 慣行の取扱いについて

確認事項

第 6回合併協議会開催日程等について

4. そ の 他
5. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年10月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎 通	高富町	高富町長	
副会長	矢口 貢男	美山町	美山町長	
	村橋 忠夫	伊自良村	伊自良村長	
委員	久保田・(ひとし)	高富町	高富町議会議長	
	渡辺 政勝		高富町議会議員	
	武山 和行		高富町議会議員	
	藤岡 功		学識経験者	
	杉田 實男		学識経験者	
	平野 元		学識経験者	
	三井 怜子		学識経験者	
	上野 登志博	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山 善道		伊自良村議会議員	
	川島 清夫		伊自良村議会議員	
	山崎 雄作		学識経験者	
	舩戸 繁俊		学識経験者	
	高井 克明		学識経験者	
	棚橋 壽子		学識経験者	
	長屋 孝	美山町	美山町議会議長	
	大西 克巳		美山町議会議員	
	小森 英明		美山町議会議員	
	河口 衛		学識経験者	
	高瀬 茂		学識経験者	
	花村 進		学識経験者	
	石神 みち子		学識経験者	
	河合 正明	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長
	古川 一美		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

役職名	氏名	備考
顧問	山田 忠雄	岐阜県議会議員

第2回新市名称候補選定小委員会報告について

1. 開催日時 平成13年11月1日(木)
午後2時30分～午後4時00分
2. 開催場所 高富町役場3階 会議室302
3. 協議内容 新市名称候補募集要領及び選定方法について(継続協議)
4. 協議結果 継続協議となっていた新市名称候補募集要領及び選定方法については、公募範囲等の違いによる3案をもとに協議された。
基本的に公募範囲の制限は無しとする案で調整されたが決定には至らず、12月の合併協議会先進地視察を踏まえたうえで、第3回小委員会で最終決定することが確認され継続協議となった。

第3回新市名称候補選定小委員会報告について

1. 開催日時 平成13年12月11日(火)
午後1時28分～午後2時53分
2. 開催場所 高富町役場3階 会議室302
3. 協議内容 新市名称候補募集要領及び選定方法について(継続協議)
4. 協議結果 継続協議となっていた新市名称候補募集要領及び選定方法については、別紙のとおり決定された。
なお、専用応募用紙(チラシ)については、第4回小委員会でその様式等について協議することが確認された。

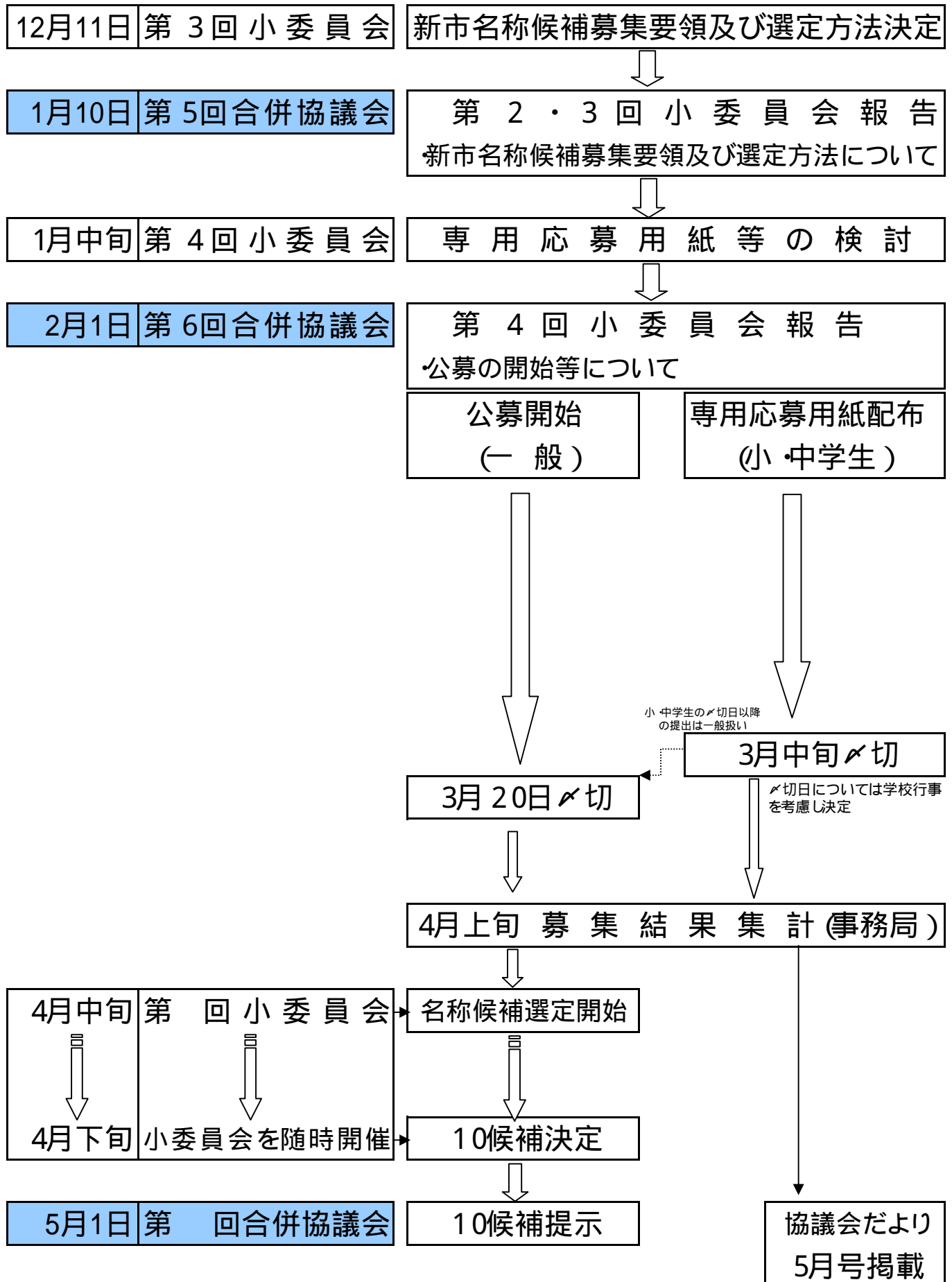
新市名称候補募集要領及び選定方法について

区 分	内 容
公募範囲	公募範囲の制限は無し（山県郡に愛着、関心のある方）
応募方法	専用応募用紙、はがき、封書、FAX、ホームページ ・1人何点でも応募可能とする。ただし、同一人による同一名称の応募は1点限り有効とする。
周知方法	協議会だより、チラシ（専用応募用紙）、ホームページ、CCT 電光情報板、タウン情報誌等 マスコミへの情報提供は別途行う。 公募専門誌については掲載しない。
公募期間	平成14年2月1日（金）～平成14年3月20日（水）
記載内容	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号
選定方法	小委員会で10候補を選定し最終的に合併協議会で決定する。
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称 ・既存の市町村名（高富、伊自良、美山も含む。）でない名称 ・名称の理由が明確なもの 例えば、山県郡が地理的にイメージできる名称、山県郡の歴史文化にちなんだ名称、住民等の理想や願いにちなんだ名称 等 同一名称への応募数については選考の際の参考に留める。
懸賞	<p>名付け親大賞 1名 新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定 <u>10万円分商品券</u> 大賞者を合併協議会等に招へいし表彰する。</p> <p>名付け親賞 10名以内 新市の名称として決定された作品の応募者の中で、名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により最高10名を決定 <u>1万円分商品券</u></p> <p>特別賞 20名 小委員会で選定された候補の内、新市の名称として決定されなかった名称の応募者の中から、抽選により最高20名を決定 <u>5千円相当地元特産品</u></p>

小・中学生の応募について

区 分	内 容
配 布	山県郡内小・中学生全員 小学生 1 , 8 9 9 人 中学生 1 , 1 4 7 人 (平成 1 3 年 5 月 1 日現在)
応募用紙	小・中学生専用応募用紙を作成する
提 出	任意とする
応募作品の取扱い	一般公募と同様に取扱う

新市名称候補選定スケジュール

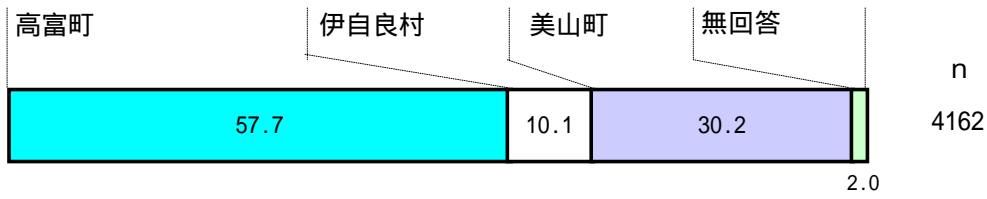


「新しいまちづくりに関する住民意識調査」回収結果表

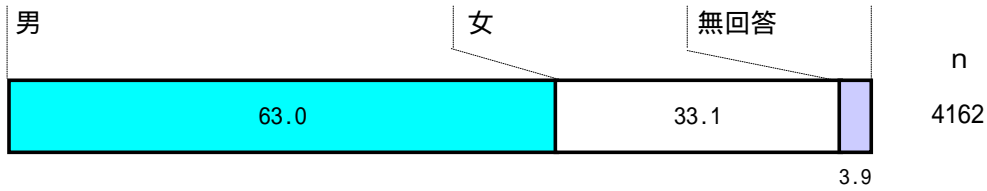
	配布数 a	回収数	回収数		回収率 / a	有効回収率 /
			有効回収数	無効回収数		
高 富 町	5,105	2,401	2,401	5	47.03%	47.03%
伊 自 良 村	951	420	420		44.16%	44.16%
美 山 町	2,566	1,256	1,256		48.95%	48.95%
不 明 分	-	90	85		-	-
計	8,622	4,167	4,162		5	48.33%

問 1

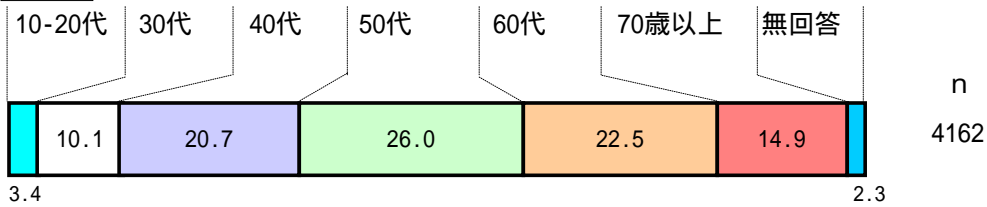
居住町村別



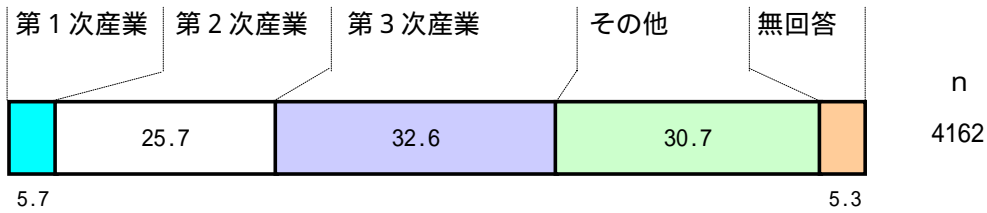
性別



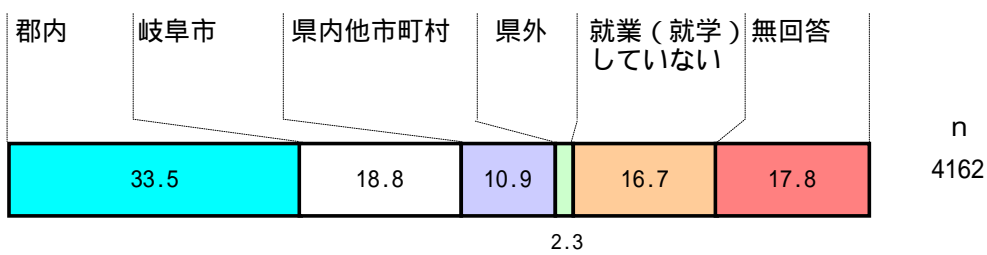
年齢別



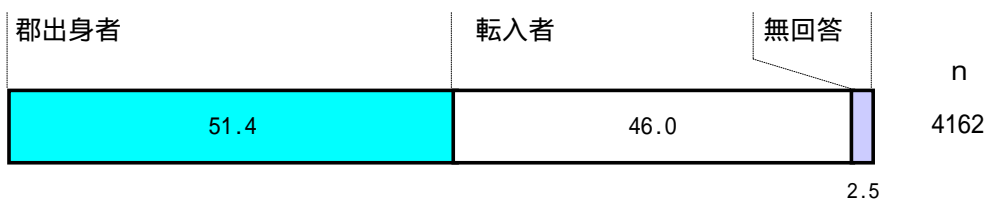
業種別



就学先・勤務先別

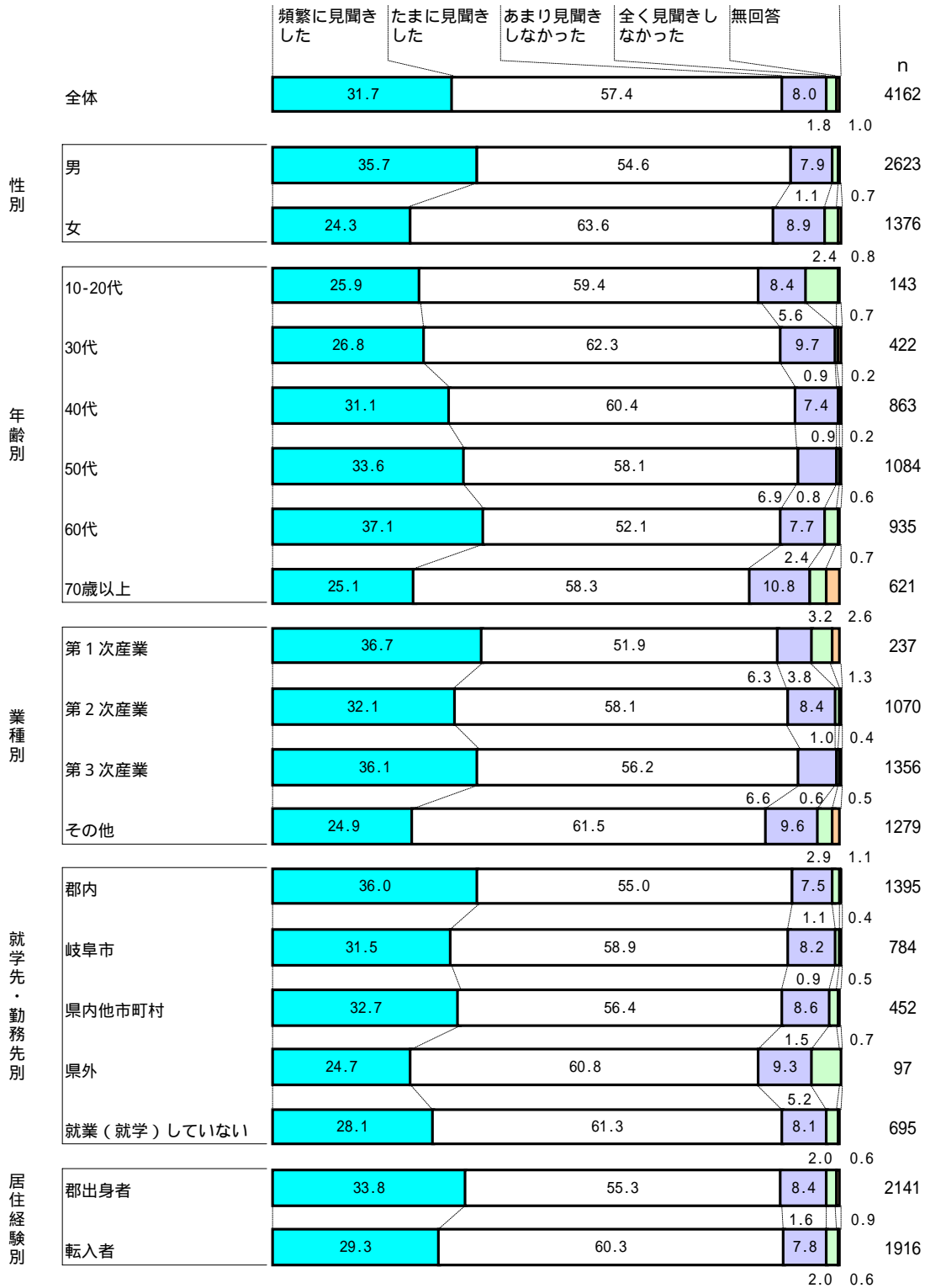


居住経験別



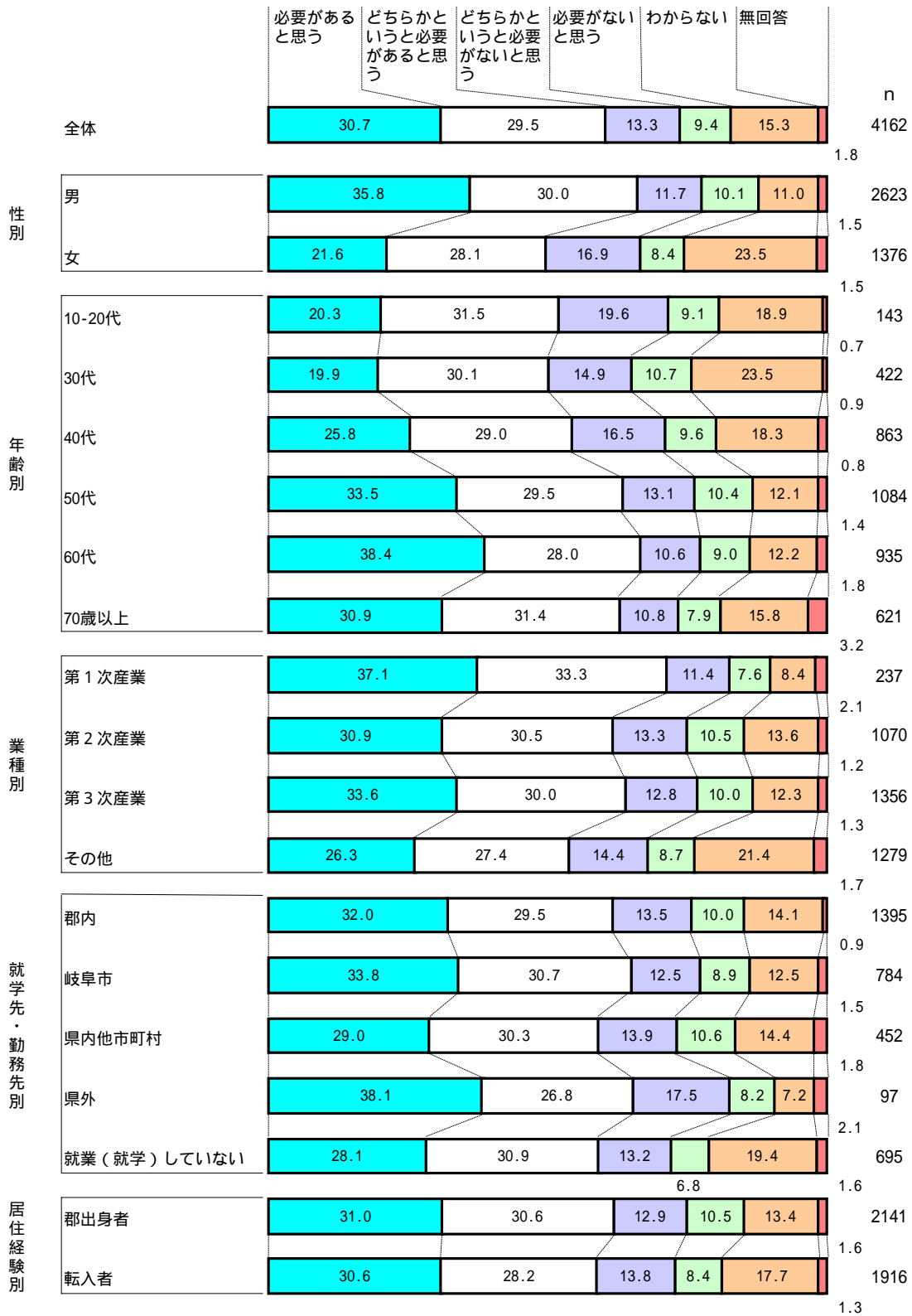
問2

問2「市町村合併」についての見聞き



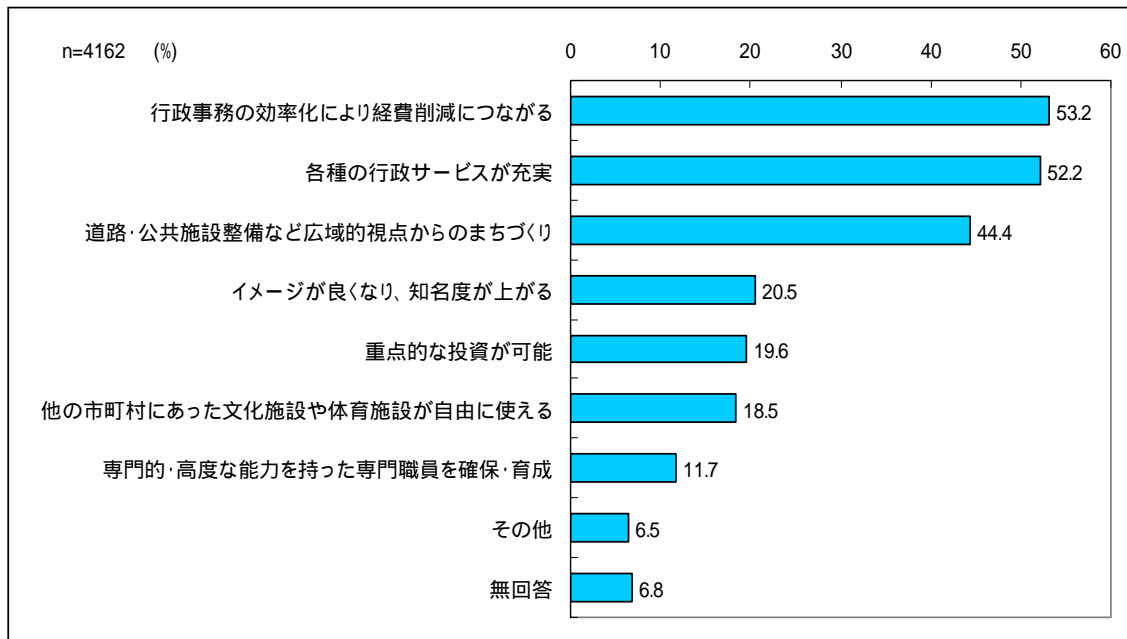
問3

問3 「市町村合併」の必要性



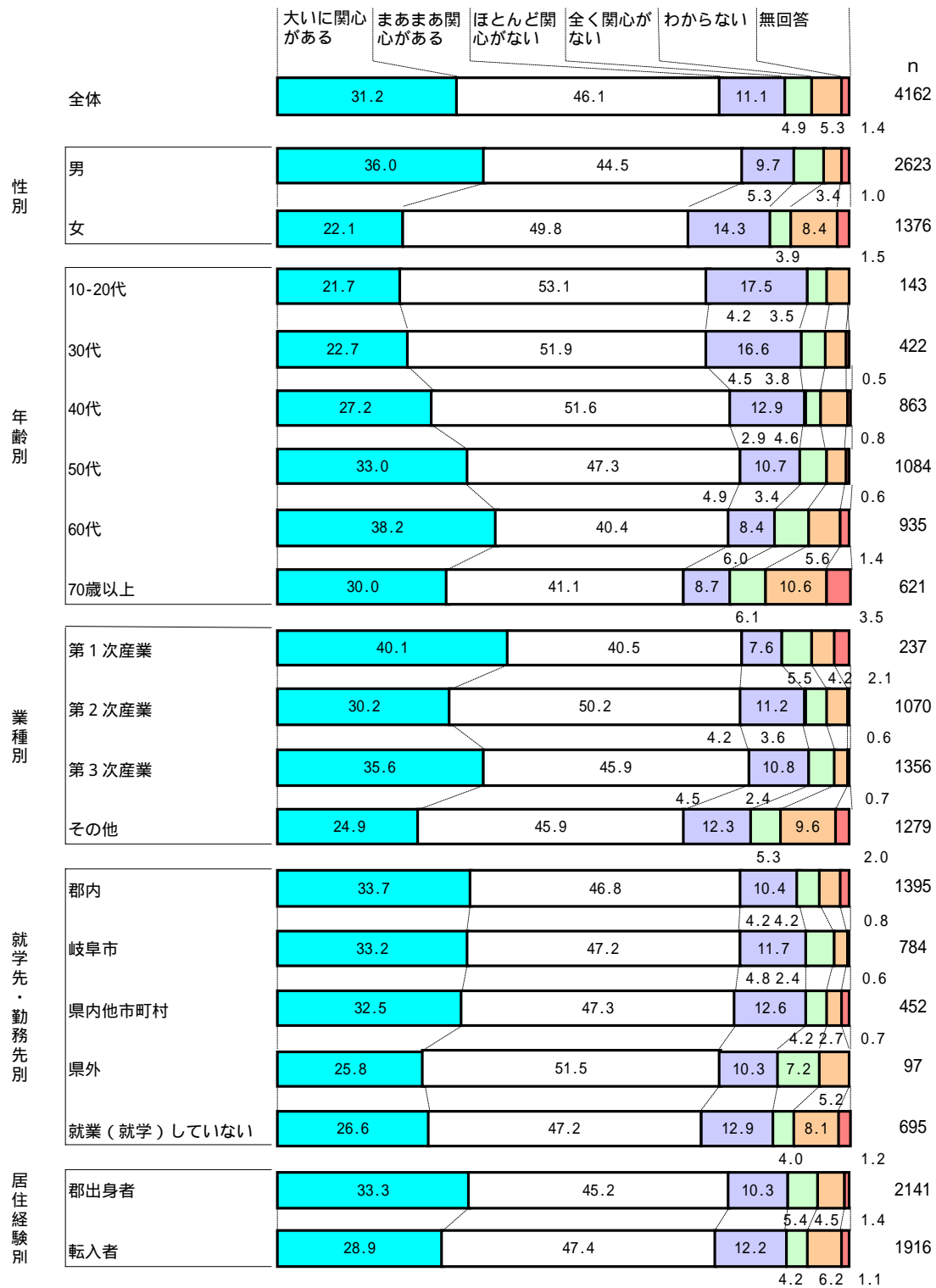
問4

問4 「市町村合併」に対する期待



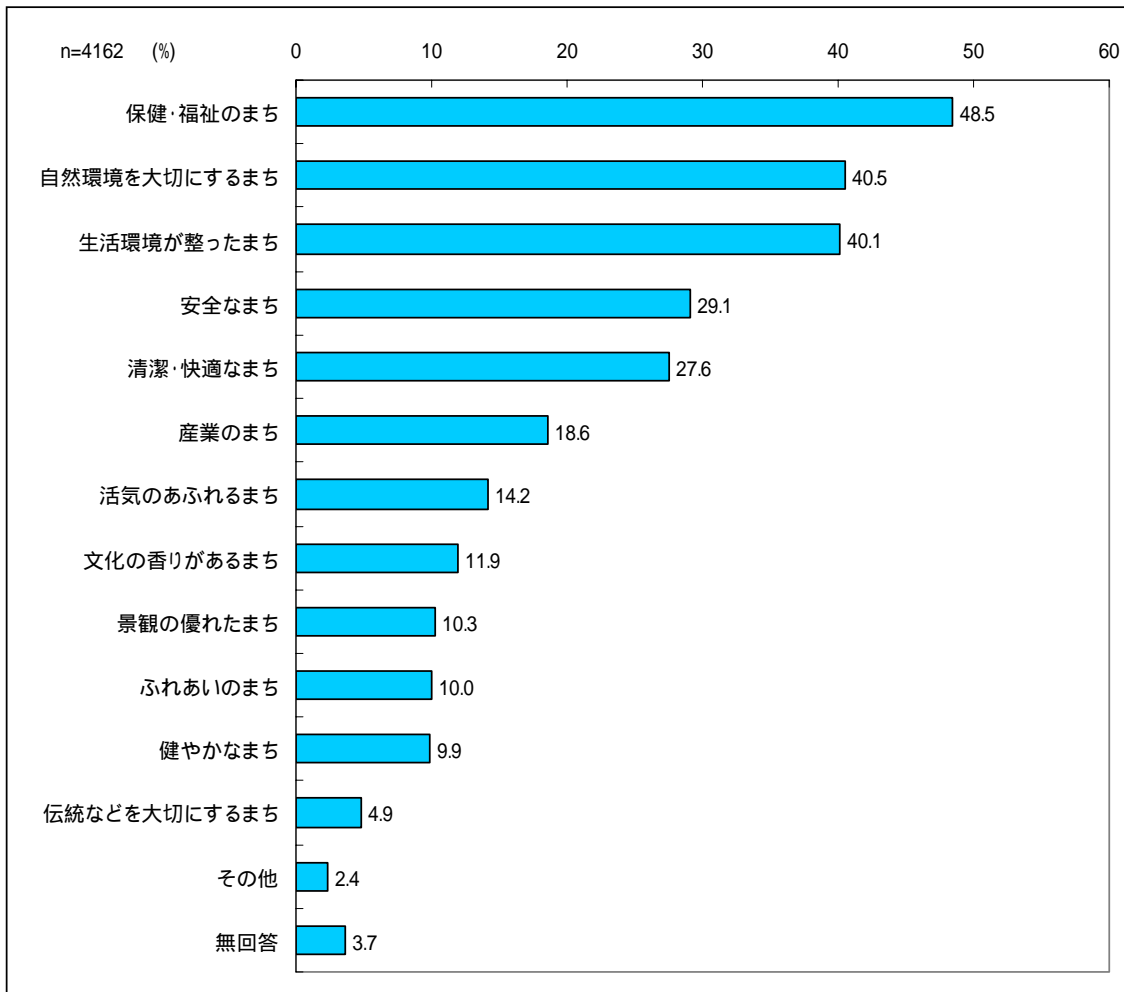
問5

問5 山県郡3町村の合併についての関心



問6

問6 山県郡3町村の将来イメージ



問7分野ごと

(1) 保健・医療・福祉分野

	非常に期待する	期待する	特に期待しない	無回答	n
高齢者福祉の充実	41.3	37.8	7.0	13.9	4162
保健・医療体制の充実	44.4	32.9	7.5	15.2	4162
社会保障の充実	42.1	34.1	7.6	16.2	4162
児童福祉の充実	30.4	39.7	10.1	19.8	4162
障害者(児)福祉の充実	25.2	44.6	9.8	20.4	4162

(2) 生活環境分野

	非常に期待する	期待する	特に期待しない	無回答	n
ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実	37.2	38.0	6.2	18.5	4162
環境保全対策の推進	32.7	40.7	8.3	18.4	4162
道路の整備	38.3	33.3	12.4	16.0	4162
安全施設の整備充実	25.0	46.3	9.6	19.2	4162
下水道(合併処理浄化槽を含む)の整備充実	31.4	37.6	13.0	18.1	4162
住民のいきいきの場の整備充実	29.2	35.7	16.6	18.5	4162
公共交通の便の充実	28.2	36.0	18.5	17.3	4162
水道施設の整備充実	18.7	44.9	15.8	20.6	4162

(3) 産業振興分野

	非常に期待する	期待する	特に期待しない	無回答	n
工業の振興	26.4	39.2	18.8	15.5	4162
商業の振興	22.0	42.5	18.0	17.5	4162
農林業の振興	17.1	42.1	24.8	16.0	4162
観光の振興	19.0	38.4	25.4	17.3	4162

問7分野ごと

(4) 文化・人づくり分野

	非常に期待する	期待する	特に期待しない	無回答	n
青少年の健全育成施策の充実	30.7	43.0	9.5	16.7	4162
学校教育の充実(教育内容や施設の充実)	34.5	39.1	8.8	17.6	4162
ボランティア活動等への一層の支援	19.7	48.7	13.8	17.8	4162
生涯学習、芸術・文化振興施策や施設の整備	22.1	43.2	17.2	17.6	4162
男女共同参画社会づくりの推進	16.2	46.7	17.5	19.5	4162
スポーツ振興施策や施設の整備充実	17.2	44.0	19.2	19.7	4162
国際交流や地域間交流の促進・充実	14.3	44.2	22.1	19.4	4162

(5) 地域振興分野

	非常に期待する	期待する	特に期待しない	無回答	n
コミュニティ施設の充実や地域活動の促進	24.4	43.8	18.1	13.7	4162
CATVやインターネットの活用など地域情	27.7	38.9	16.6	16.8	4162
地域のイメージアップ	27.3	39.3	16.6	16.9	4162
色彩・デザインなどを考えた景観づくり	11.7	38.0	31.0	19.3	4162

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税						
調整の方針	<p>(案) 個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。</p> <p>軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。</p>										
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考							
1.個人町(村)民税	<p>1.税率</p> <p style="padding-left: 20px;">均等割 2,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">所得割 標準税率</p> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>・月割額を翌月10日まで</p> <p>納期特例事業所</p> <p style="padding-left: 20px;">6月から11月分を12月10日まで</p> <p style="padding-left: 20px;">12月から翌年5月分までを翌年6月10日まで</p>	<p>1.税率</p> <p style="padding-left: 20px;">均等割 2,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">所得割 標準税率</p> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>・月割額を翌月10日まで</p> <p>納期特例事業所</p> <p style="padding-left: 20px;">6月から11月分を12月10日まで</p> <p style="padding-left: 20px;">12月から翌年5月分までを翌年6月10日まで</p>	<p>1.税率</p> <p style="padding-left: 20px;">均等割 2,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">所得割 標準税率</p> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>・月割額を翌月10日まで</p> <p>納期特例事業所</p> <p style="padding-left: 20px;">6月から11月分を12月10日まで</p> <p style="padding-left: 20px;">12月から翌年5月分までを翌年6月10日まで</p>	<p>【個人の均等割の税率】</p> <p>地方税法第310条</p> <p>第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)人口50万以上の市</td> <td style="text-align: right;">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)人口5万以上50万未満の市</td> <td style="text-align: right;">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td style="text-align: right;">年額 2,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の配置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。</p>		(1)人口50万以上の市	年額 3,000円	(2)人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円
(1)人口50万以上の市	年額 3,000円										
(2)人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円										
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円										
2.法人町(村)民税	<p>1.税率</p> <p style="padding-left: 20px;">均等割 標準税率</p> <p style="padding-left: 20px;">法人税割 100分の12.3 (標準税率)</p>	<p>1.税率</p> <p style="padding-left: 20px;">均等割 標準税率</p> <p style="padding-left: 20px;">法人税割 100分の12.3 (標準税率)</p>	<p>1.税率</p> <p style="padding-left: 20px;">均等割 標準税率</p> <p style="padding-left: 20px;">法人税割 100分の12.3 (標準税率)</p>								

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針					
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考	
3.固定資産税	1.税率 100分の1.4(標準税率) 2.納期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	1.税率 100分の1.4(標準税率) 2.納期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	1.税率 100分の1.4(標準税率) 2.納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	【固定資産税の納期】 現行、美山町の納期に統一する。 地方税法第362条(抜粋) 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 2 -略-	
4.軽自動車税	1.税率 標準税率 2.納期 4月14日から同月30日まで	1.税率 標準税率 2.納期 4月11日から同月30日まで	1.税率 標準税率 2.納期 4月11日から同月30日まで	【軽自動車税の納期】 現行、伊自良村・美山町の納期に統一する。 地方税法第445条(抜粋) -略- 2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。 -略-	
5.町(村)たばこ税	1.税率 千本につき 2,434円	1.税率 千本につき 2,434円	1.税率 千本につき 2,434円		
6.鉱山税	1.税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。	1.税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。	1.税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合においては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針					
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考	
7.特別土地保有税	1.税率 土地 100分の1.4 土地の取得 100分の3 2.免税点 5,000㎡	1.税率 土地 100分の1.4 土地の取得 100分の3 2.免税点 10,000㎡	1.税率 土地 100分の1.4 土地の取得 100分の3 2.免税点 10,000㎡	【特別土地保有税の免税点】 合併日前に取得した土地のうち、伊自良村及び美山町の区域については、合併の日から3年間は10,000㎡(地方税法第597条及び同法施行令第54条の35) 地方税法第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域(第1号の市にあつては、当該市の区の区域内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地(第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積(以下本節において「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。 一 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域 2,000㎡	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)			協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針					
税目名	高富町	伊自良村	美山町	備考	
7.特別土地保有税				二 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く) 5,000㎡ 三 その他の市町村の区域 10,000㎡	
8.入湯税	制度なし	制度なし		1.税率 入湯客1人1日 150円(標準税率) 2.課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	【入湯税】 地方税法第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

税務分科会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く。)	協議細目	個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱山税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針			
参	考	事	項
<p>1.都市計画税の課税客体等</p> <p>市町村は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。(地方税法第702条第1項)</p> <p>2.都市計画税の税率</p> <p>100分の0.3を超えることができない。(地方税法第702条の4)</p>		<p style="text-align: center;">備</p> <p style="text-align: center;">考</p>	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目		
調整の方針	(案) 条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。			
留意事項	先	進	事例	
原則 新設合併の場合、合併関係市町村(高富町、伊自良村、美山町)は消滅するため、各町村の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合(山県消防組合、山県郡保健福祉事務組合等)の条例・規則等も失効する。 このため、新市において必要な条例・規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。 制定施行の区分 合併期日からすぐに施行しなければならないもの A 条例 新市の市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分(地方自治法第179条第1項)により即時制定し施行する。 B 規則等 制定権者(新市の職務執行者)の職権(地方自治法第15条第1項)により制定し施行する。 合併後、逐次制定し施行させるもの 例) 議案提出権が町にない条例、制定権のない規則(委員会規則等)等 例) 新市発足当初には必要がないが逐次制定するもの等合併時に廃止するもの	新市町村名	合併の期日	条例、規則の取扱い	
	さいたま市	平成13年5月1日	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。	地方自治法 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
	西東京市	平成13年1月21日	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。 [条例・規則等の整備方針] 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(「区分」は略)	第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
	篠山市	平成11年4月1日	(1)4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2)類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3)合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。	地方自治法施行令 第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。
例外 新市において、条例・規則等が制定施行されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例・規則を新市の条例規則として引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条) 事務手続き 暫定施行する条例等を告示し施行する。 旧町村の特定の条例又は規則を、旧町村それぞれの区域に適用する場合と 新市全域に適用する場合がある。	あきる野市	平成7年9月1日	(1)2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (2)使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。	第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目	町、字の区域及び名称の取扱い			協議細目	
調整の方針	(案) 町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。				
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考	
町の名称について	【町の名称】 該当無し	【町の名称】 該当無し	【町の名称】 該当無し	地方自治法第260条では、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届け出なければならないとされている。 従って、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合は、本条の手続きは必要ない。	
字の名称について	【字の名称】 高 富 佐 賀 東 深 瀬 西 深 瀬 高 木 梅 原 椎 倉 伊 佐 美 赤 尾 大 桑	【字の名称】 長 滝 平 井 掛 松 尾 上 願 洞 田 小 倉 大 森 藤 倉 大 門	【字の名称】 円 原 神 崎 片 原 谷 合 葛 原 田 栗 笹賀田栗入会地 笹 賀 椿 徳 永 佐 野 日 永 柿 野 相 戸 出 戸 船 越 青 波 富 永 中 洞 岩 佐	【関係法令】 第260条 ・政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届け出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。	
先進事例 あきる野市 2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。 さいたま市 町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものとする。 西東京市 2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。 篠山市 篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。					

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市民憲章、市章、市の花、市の木、宣言	
調整の方針	(案)市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。			
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考
町民憲章	制定時期	昭和55年1月1日	昭和52年2月24日	昭和55年12月19日
	趣旨	高富町は、自然に恵まれた伝統あるわたしたちの郷土です。わたしたちはこの町を愛し、より幸せな暮らしを築くため、町民憲章を定め、これの実現に努めます。	新しい庁舎の完成を記念して、わたしたち伊自良村民が、今まで以上に明るい人づくり、住みよい村づくりを推進するための心の糧として制定された。	わたしたちは町の木「杉」のように素朴でたくましく伸びゆくまちをめざしこの憲章を定めます。
	内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 温かい心で、住みよい町をつくります。 1 仕事に励み、活気あふれる町をつくります。 1 自然を愛し、きれいな町をつくります。 1 健康で、明るい家庭の町をつくります。 1 教養を深め、文化の高い町をつくります。 	わたしたち伊自良村民は <ul style="list-style-type: none"> 1 自然と文化財を守り美しい村をつくります。 1 教養を高め文化の香りたかい村をつくります。 1 健やかな心と体で働き活気ある村をつくります。 1 きまりを守り助けあい住みよい村をつくります。 1 平和を愛し希望に満ちた明るい村をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し清潔で住みよいまちをつくります。 1 健康で働くことに喜びをもつ明るいまちをつくります。 1 互に励まし助けあい心のかよいまちをつくります。 1 教養と文化を高め誇りあるまちをつくります。 1 若者が夢と希望をもつ活気あるまちをつくります。
町村章	制定時期	昭和47年5月16日	昭和48年1月1日	昭和37年7月1日
	概要	高富町の「高」の字を図案化したもので、上部は平和のシンボル「鳩」を表し、両翼は躍進する「町」を、下部の円形は「調和と円満」を表現して、明るく発展する高富町を象徴しています。	伊自良村の文字を片仮名で組み合わせ、図案化したもので、中心は円満と調和を表し、上部は高い理想を目指し、両側は躍進を象徴したものである。	美しい緑と水の町、美と山の文字を図案し、自然を愛し力をあわせて、栄光の道を進むことを象徴する。
町村の花	制定時期	昭和53年1月1日	昭和48年1月1日	昭和50年3月5日
	花名	ききょう	しゃくなげ	イワザクラ
町村の木	制定時期	昭和53年1月1日	昭和48年1月1日	昭和50年3月5日
	木名	あかまつ	どうだん	杉
宣言	制定時期	平成元年10月10日		
	名称	健康づくりの町宣言		
	内容	今や我が国は、平均寿命80年という世界最長寿国となったが、この長い生涯を健康で生きがいと喜びをもって過すために、健全な心得を育てることは、最も重要な事である。 このため、当町においては21世紀へ向けて、すべての町民が健康でより一層活気に満ちた「高富町」を築くため、総力を挙げて「健康づくりの町」として、まい進することをここに宣言する。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市民憲章、市章、市の花、市の木、宣言
調整の方針			
先 進 事 例			備 考
さいたま市	平成13年5月1日	市章・市の木・市の花等の象徴的事項について 1. は、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2. 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。	
西東京市	平成13年1月21日	1. 市章は、新市において、調整する。 2. 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 3. 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。	
篠山市	平成11年4月1日	1. 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。 2. 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。	
あきる野市	平成7年9月1日	1. 市章は、新市において新たに定めるものとする。 2. 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。	

合併協議会視察受入実績（予定）状況

平成14年1月10日現在

1. 実績（平成13年8月1日～平成14年1月9日）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
8月16日	海津郡サンリバ - 広域連合	4名
9月 4日	本巣町・糸貫町・真正町・根尾村	6名
9月12日	山梨県豊富村議会	15名
	飛騨地域振興局益田事務所	4名
10月 4日	徳島県中央地域行政総合会議	20名
10月10日	岡山県矢掛町議会	23名
10月23日	山梨県境川村議会	16名
10月24日	長崎県川棚町議会	21名
10月25日	群馬県鬼石町議会	18名
10月30日	長野県佐久町	15名
11月 2日	三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会	11名
11月 6日	静岡県伊豆長岡町議会	20名
11月 7日	長野県佐久広域連合議員	34名
11月12日	石川県羽咋郡市広域圏事務組合	35名
11月13日	石川県市町村職員、市町村議員等	40名
11月15日	福島県双葉地方広域市町村圏組合	8名
12月10日	山梨県南部町議会	17名

2 . 予定 (平成14年1月10日～)

月 日	視 察 団 体 名	視察研修予定者数
1月17日	広島県世羅町議会	9名
1月21日	下呂町議会	14名
1月25日	長野県東筑摩郡町村会	11名
1月29日	福井県今庄町、南条町、河野村合併研究会	16名
2月 6日	石川県能登島町広域合併協議会	33名
2月 7日	福井県市町村職員	40名
2月12日	山梨県富沢町議会	16名
2月14日	奈良県山添町議会	16名